

改正

平成一一年三月一九日三重県規則第二八号

平成一一年一二月三日三重県規則第一一五号

平成一七年三月七日三重県規則第九号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則をここに公布する。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(総則)

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）の施行については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(墓地等の設置場所の基準)

第二条 法第二条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- 一 墓地にあつては、人家等から百メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ公共の福祉等の見地から特別の事由があると知事が認めたときは、この限りでない。
- 二 墓地を設置する場所は、飲用水その他公衆衛生上支障のない土地であること。
- 三 納骨堂にあつては、寺院の境内又は墓地の区域内であること。ただし、土地の状況その他の事由により知事がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- 四 火葬場にあつては、人家等から二百メートル以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - イ 公衆衛生上支障がなく、かつ公共の福祉等の見地から特別の事由があると知事が認めるとき。
 - ロ 同一敷地内において火葬場の施設を増築し、改築し、又は建て替えるとき。

2 墓地等の経営者以外の者が、墓地等の設置後、前項第一号又は第四号に規定する距離内に人家等を設置した場合にあつては、それぞれ同項第一号又は第四号の規定は適用しない。

(墓地等変更の場合の設置場所の基準)

第三条 法第十条第二項の規定により、墓地等の区域を変更しようとするときは、変更に係る区域について、前条の規定を準用する。

(墓地の施設基準)

第四条 墓地の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合はみぞ等で区画すること。
- 二 墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。
- 三 墓地内にごみを処理又は貯留できる設備を設けること。

(納骨堂の施設基準)

第五条 納骨堂の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 納骨堂は耐火建築構造とし、内部の設備は不燃材料を用いること。
- 二 納骨堂の出入口及び納骨装置は、施錠できること。

(火葬場の施設基準)

第六条 火葬場の施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 火葬場の境界に障壁又は樹木による垣根等を設けること。
- 二 火葬場出入口には、門扉を設けること。
- 三 火葬炉には、防臭及び防塵について、十分な能力を有する排ガス燃焼装置等を設けること。
- 四 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。
- 五 火葬場には、灰庫を設けること。
- 六 火葬炉が存する建物に施錠ができること。

(基準の適用除外)

第七条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第二条から前条までの規定を適用しないことができる。

2 小規模な墓地等については、第四条から前条までの規定を適用しないことができる。

(墓地等経営許可申請書等)

第八条 法第十条第一項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、工事に着手する前に第一号様式による墓地等経営許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第十条第一項の許可を与えたときは、第二号様式による許可書を申請者に交付するものとする。

(墓地等変更許可申請書等)

第九条 法第十条第二項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、工事に着手する前に第三号様式による墓地等変更許可申請書を知事に提出

しなければならない。

- 2 知事は、法第十条第二項の許可を与えたときは、第四号様式による許可書を申請者に交付するものとする。

(墓地等廃止許可申請書等)

第十条 法第十条第二項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場を廃止しようとするときは、第五号様式による墓地等廃止許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、法第十条第二項の許可を与えたときは、第六号様式による許可書を申請者に交付するものとする。

(都市計画事業等による墓地等の届出)

第十一条 法第十一条第一項及び第二項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、墓地・火葬場新設(変更・廃止)届(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

(工事の完了の検査等)

第十二条 墓地等の経営者(前条の墓地又は火葬場の経営者を除く。)は、墓地等の新設又は変更の工事が完了したときは、速やかに、墓地等工事完了届(第八号様式)を知事に提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(墓籍等)

第十三条 施行規則第七条第一項、第二項又は第三項の規定による墓籍、納骨簿又は火葬簿は、それぞれ第九号様式、第十号様式又は第十一号様式とする。

(経営者等の遵守事項)

第十四条 墓地等の経営者及び管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 清掃を励行して、衛生上支障がないようにすること。
- 二 公衆衛生上必要な設備は、随時整備補修を行い、常に適正な状態に維持すること。
- 三 改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改葬を行う者を指導監督すること。

(書類の提出)

第十五条 法、施行規則及びこの規則の定めにより知事に提出する書類は、区域又は施設を管轄する保健所を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和三十二年三重県規則第八十三号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて交付されている証票、許可書等は、この規則に基づいて交付された証票、許可書等とみなす。
- 4 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 5 この規則施行前に旧規則に基づいて調整した簿冊、用紙等は、この規則施行後においても、使用することができる。

附 則（平成十一年三月十九日三重県規則第二十八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

		年	月	日
三重県知事	様			
	申請者	住所		
		氏名		
		年	月	日生
（法人にあっては、その名称、事務所所在地） （並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）				
墓地等経営許可申請書				
下記のとおり墓地（納骨堂または火葬場）を経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により申請します。				
記				
1	墓地等の名称			
2	墓地等の所在地			
3	墓地等の敷地の地目			
4	墓地等の敷地の面積	平方メートル		
5	墓地等の構造設備の概要			
6	墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日			
7	墓地等の管理者			
	住所			
	氏名	年	月	日生
添付書類				
1	墓地等の周囲200メートル以内に在する住宅等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図			
2	墓地にあっては、施設の配置図及び造成に関する計画書			
3	納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属施設の設計図			
4	許可の申請に係る理由書			
5	墓地等となる土地の実測平面図			
6	墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書			
7	墓地等の敷地が借地である場合にあっては、所有者の承諾書			
8	墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し			
9	農地である場合にあっては、市町村農業委員会の意見書			
10	市町村以外の者が経営する場合にあっては、市町村長の意見書			
11	経営しようとする施設の設置場所が他の市町村内であるときは、当該市町村長の同意書			
12	他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。ただし、許可申請中のものにあつては、その申請書の写し			
13	申請しようとする者が法人（地方公共団体を除く）である場合は、当該法人の規則、寄附行為又は定款の写し及び登記事項証明書			
14	墓地等の維持管理の方法			

第2号様式（第8条関係）
保健所経由

三重県指令 第 号

墓地等経営許可書

住所

氏名 様

（法人にあっては、その名称及び事務所所在地）

墓地
年 月 日付けで申請のあった納骨堂の経営については、墓地、埋
火葬場

葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

三重県知事

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地面積 平方メートル
- 4 条件

三重県知事 様

年 月 日

申請者 住所
氏名

年 月 日生

（法人にあっては、その名称、事務所所在地）
（並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）

墓地等変更許可申請書

下記のとおり墓地区域（納骨堂・火葬場）の施設を変更したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 変更事項
 - (1) 墓地の区域の変更にあつては、拡張又は縮小する区域の所在地並びに敷地の地目及び面積
 - (2) 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の所在地面積及び構造設備の概要
- 3 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

添付書類

- 1 墓地等の周囲200メートル以内に在する住宅等の位置及びこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- 2 墓地にあっては、施設の配置図及び造成に関する計画書
- 3 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の設計図
- 4 許可の申請に係る理由書
- 5 墓地等となる土地の実測平面図
- 6 墓地等に隣接している土地又は建物の所有者の承諾書
- 7 墓地等の敷地が借地である場合にあつては、所有者の承諾書
- 8 墓地等の敷地に係る登記事項証明書及び公図の写し
- 9 農地である場合にあつては、市町村農業委員会の意見書
- 10 市町村以外の者が経営する場合にあつては、市町村長の意見書
- 11 経営しようとする施設の設置場所が他の市町村内であるときは、当該市町村長の同意書
- 12 他の法令により許可を要するものは、その許可書の写し。
（許可申請中のものにあつては、その申請書の写し）
- 13 墓地等の維持管理の方法

備考 墓地等の縮小にあつては、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号の添付書類を除く。

第4号様式（第9条関係）
保健所経由

三重県指令 第 号

墓地等変更許可書

住所

氏名 様

（法人にあつては、その名称及び事務所所在地）

年 月 日付けで申請のあつた納骨堂の変更については、墓地、埋
火葬場

葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

三重県知事

記

- 1 墓地等の名称
- 2 変更事項（変更前、変更後の墓地等の所在地及び面積）
- 3 条件

年 月 日

三重県知事 様

申請者 住所
氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事務所所在地）
（並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）

墓地等廃止許可申請書

次のとおり墓地区域（納骨堂または火葬場の施設）を廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の面積 平方メートル

添付書類

- 1 墓地又は納骨堂にあつては、改葬計画書及び市町村長の意見書
- 2 許可の申請に係る理由書
- 3 墓地等経営許可書

第6号様式（第10条関係）
保健所経由

三重県指令 第 号

墓地等廃止許可書

住所

氏名 様

（法人にあっては、その名称及び事務所所在地）

墓地
年 月 日付けで申請のあった納骨堂の廃止については、墓地、埋
火葬場

葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

三重県知事

記

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 墓地等の敷地の面積 平方メートル
- 4 条件

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

三重県知事 様

届出者 住所
氏名

年 月 日生

（法人にあっては、その名称、事務所所在地）
（並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）

墓地・火葬場新設（変更・廃止）届

次のとおり都市計画事業（土地区画整理事業）により墓地（火葬場）を新設（変更、廃止）したいので、墓地、埋葬等に関する法律施行細則第11条の規定により、届け出ます。

都市計画事業又は土地区画整理事業の名称						
事業主体名						
墓地 又は 火葬場	名称					
	所在地					
墓地	区 域	面積	m ²	地 目		
	区 画	数		面 積	1区画当り	m ²
火葬場	敷 地	面積	m ²			
	建物延べ面積		m ²	煙突の高さ	m	
	火 葬 炉	数		基 面 積	m ²	
事業認可（承認）年月日 及び事業認可（承認）番号		年 月 日				
工事完了年月日		年 月 日				

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

三重県知事 様

届出者 住所
氏名

年 月 日生

（法人にあっては、その名称、事務所所在地）
（並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）

墓 地 等 工 事 完 了 届

次のとおり墓地（納骨堂、火葬場）の新設（変更）の工事が完了したので墓地、埋葬等に関する法律施行細則第12条規定により、届け出ます。

墓地、納骨堂 又は火葬場	名 称	
	所 在 地	
新設又は変更の許可年 月日及び許可指令番号	年 月 日	
新設又は変更の工事の 着工及び完了の年月日	着工 年 月 日	
	完了 年 月 日	
施 工 業 者 名		

第9号様式（第13条関係）

墓

籍

管理者 氏 名

墓地使用者		死 亡 者							埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 日 年 月 日		

第10号様式（第13条関係）

納

骨

簿

管理者 氏 名

焼骨収蔵委託者		死 亡 者							収 蔵 の 年 月 日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 日 年 月 日		

第11号様式（第13条関係）

火 葬 簿

管理者 氏 名

火 葬 申 請 者		死 亡 者							火 葬 の 年 月 日
住 所	氏 名	本 籍	住 所	氏 名	年 齡	性 別	死 亡 年 月 日		